

## 各手当に係る寡婦(夫)控除のみなし適用について

### 1. 概要

児童手当法施行令の改正等に伴い、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親を対象に、各手当の所得制限の判定に係る所得の額の算定において、地方税法上の寡婦（夫）控除（※）と同様の控除を行う。

- （※）寡婦控除：夫と死別、もしくは離婚した後、婚姻をしていない者や夫の生死が明らかでない者で、扶養親族または生計を一にする子を有する者に対し、27万円を控除する。  
特別寡婦控除：夫と死別、もしくは離婚した後、婚姻をしていない者や夫の生死が明らかでない者で、扶養親族である子を有し、所得が500万円以下の者に対し、35万円を控除する。  
寡夫控除：妻と死別、もしくは離婚した後、婚姻をしていない者や妻の生死が明らかでない者で、生計を一にする子がおり、所得が500万円以下の者に対し、27万円を控除する。

### 2. 対象制度と対象者および適用年月日

対象制度	対象者	適用年月日
児童手当	受給者	平成30年6月1日
児童扶養手当	児童の <u>父母以外</u> の受給者、受給者と同居する扶養義務者	平成30年8月1日
特別児童扶養手当	受給者、受給者と同居する扶養義務者	平成30年8月1日
児童育成手当	受給者	平成30年6月1日 (児童手当に準じ規則改正)
ひとり親家庭等医療費助成(予定)	児童の <u>父母以外</u> の受給者、受給者と同居する扶養義務者(予定)	平成31年1月1日 (児童扶養手当に準じ規則改正予定)

### 3. 周知方法

広報しながら、ホームページ、リーフレット、個別案内 等

※各手当の受給者数や適用対象者の状況等により、適切な方法で周知する。